

安八町告示第111号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年11月7日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年12月12日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年11月7日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年11月10日に利用した羽島市から安八町までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年11月10日に使用したタクシーチケット（羽島市→安八町）
2. 平成30年7月27日付 安総第431号 情報公開請求却下通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第24

2条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年11月13日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で、請求人は請求の趣旨にて、平成29年11月10日に利用した羽島市から安八町までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年11月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成30年11月19日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査実施日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成30年11月26日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項

を含め次の事項を確認した。

(1) 安八町長は、平成29年11月10日に行われた意見交換会からの帰途の際にタクシーを利用した。

その降車時に、請求書添付事実証明書1の原本を運転手に手渡した。

(2) (1)に係るタクシーの利用料金については、最終的に安八町長が私費で支払った。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 最高裁平成6年9月8日判決

監査請求の対象となる財務会計行為は、地方公共団体に積極的損害(財産の減少)、消極的損害(利益の逸失)を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ旨が示されている。

2 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集第44巻3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とできない旨が示されている。

第7 監査の結果

本件請求については、「第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(2)」をみるに、「第6 判断に当たっての関係法令等について1及び2」の判決にて示されている住民監査請求の要件が、監査委員の判断がされた日において存在しないことから、安八町が現実に損害を被っているとは認められない。

よって、請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

